

# 土木建築委員会会議記録

土木建築委員長 清田 哲也

## 1 日 時

令和4年9月20日（火） 午後1時00分から  
午後2時21分まで

## 2 場 所

第1委員会室

## 3 出席した委員の氏名

清田哲也、木付親次、嶋幸一、成迫健児、浦野英樹、吉村哲彦、小川克己

## 4 欠席した委員の氏名

な し

## 5 出席した委員外議員の氏名

三浦正臣

## 6 出席した執行部関係者の職・氏名

土木建築部長 島津恵造 ほか関係者

## 7 会議に付した事件の件名

別紙次第のとおり

## 8 会議の概要及び結果

- (1) 第70号議案のうち本委員会関係部分、第71号議案及び第79号議案から第82号議案までについては、可決すべきものといずれも全会一致をもって決定した。
- (2) 第77号議案については、可決すべきものと総務企画委員会に回答することに全会一致をもって決定した。
- (3) 大分県長期総合計画の実施状況について、おおいた土木未来プラン2015の取組状況について、公社等外郭団体の経営状況等についてなど、執行部から報告を受けた。
- (4) 閉会中の継続調査について、所定の手続を取ることとした。
- (5) 県外所管事務調査の行程を決定した。

## 9 その他必要な事項

な し

## 10 担当書記

議事課委員会班 主任 松井みなみ  
政策調査課政策法務班 副主幹 志村直哉

# 土木建築委員会次第

日時：令和4年9月20日（火）13：00～

場所：第1委員会室

## 1 開 会

## 2 土木建築部関係

13：00～14：50

### (1) 付託案件の審査

第 81号議案 工事請負契約の締結について

第 70号議案 令和4年度大分県一般会計補正予算（第2号）（本委員会関係部分）

第 71号議案 令和4年度大分県港湾施設整備事業特別会計補正予算（第1号）

第 79号議案 工事請負契約の締結について

第 80号議案 工事請負契約の変更について

第 82号議案 大分県建築基準法施行条例の一部改正について

### (2) 合い議案件の審査

第 77号議案 大分県使用料及び手数料条例の一部改正について  
（付託委員会：総務企画委員会）

### (3) 諸般の報告

①大分県長期総合計画の実施状況について

②おおいた土木未来プラン2015の取組状況について

③公社等外郭団体の経営状況等について

④国道387号（淮園ほたるトンネル工事）の進捗状況について

⑤大分県内部統制評価の報告について

⑥損害賠償の額の決定について

⑦県営明野住宅建替事業について

### (4) その他

## 3 協議事項

14：50～15：00

(1) 閉会中の継続調査について

(2) 県外所管事務調査について

(3) その他

## 4 閉 会

## 会議の概要及び結果

**清田委員長** ただいまから、土木建築委員会を開きます。

本日は委員外議員として三浦議員に出席いただいています。

委員外議員の方が発言を希望する場合は、委員の質疑の終了後に挙手し、私から指名を受けた後、長時間にわたらないよう要点を簡潔に御発言願います。

本日の審査案件に、ホーバー旅客ターミナル等の工事請負契約に関する議案がありますので、企画振興部の比護交通政策課長が出席していません。

まず、審査に先立ち、執行部から発言をしたい旨の申出があったのでこれを許します。

**島津土木建築部長** 清田委員長をはじめ、土木建築委員の皆様においては、平素から土木建築行政の推進に向け、一方ならぬ御尽力をいただき、改めて深く御礼申し上げます。

さて、御案内のとおりですが、一昨日からの台風第14号の襲来により、公共土木施設も大きな被害を受けました。

まず、高速道路の関係です。全線にわたって全面通行止めとなりました。昨日、台風が行き過ぎてから少しずつ解除になってきており、今朝8時の段階で東九州自動車道は全部開通になりました。残っているのが湯布院と日出ジャンクションの間です。この間に由布岳パーキングエリアがあり、山手の方、ちょうど砂防ダムが少し入っているんですが、治山のダムがあり、そこから土砂が流入して、その部分の市道からスマートインターチェンジ、そして本線まで土砂が流入しました。

NEXCO及び治山を管轄する県の農林水産部と共同して鋭意土砂撤去を行い、さきほど11時50分に本線の通行止め解除となりました。大変御迷惑をおかけしましたが、これで高速道路は全線通れるようになりました。

それから、直轄の国道では国道10号の佐伯市の宗太郎で全面通行止め、それから国道21

0号は湯布院の川北で全面通行止め、そして、天瀬町の赤岩でも止まりましたが、これらも全て解除になっています。川北は片側交互通行をしていますが、これも今、国が全力を挙げて復旧に取り組んでいます。

県の管理する道路については、最大で176件の通行規制が出ています。このうち全面通行止めが最大時125件でしたが、その後鋭意復旧を行い、現在44件になり現在も鋭意復旧作業を進めています。

特に大きな被害を受けたのは、湯平温泉線です。花合野川は速報値で、まだ分析をしているところで、暫定的ですが令和2年を上回る出水があったと今記録を見ていて、以前被災した護岸を造り直しているんですけど、その護岸で再度災害を受けたところがあり、さらに前回壊れなかったが新たに被害を受けているところもあります。また、道路を越えて水が走った経緯もあり、応急復旧に向けて速やかに調査を進め、まずは一日も早く人が通れるように最大限頑張っていきたいと思っています。

それから、河川については、まだ調査を進めているところで、湯布院町川北の宮川という比較的小規模な河川ですが、氾濫して田んぼと家屋が一部浸水しました。また、砂防関係でも緒方町で斜面が崩壊し、住んでいない家屋が潰れたり、湯布院の川西でも崖崩れで車庫が潰れた事案もあります。また、港湾関係では、住吉浜の守江港の海岸で既設護岸が倒壊したり、津久見の青江で浮き桟橋が損傷したり、あるいは臼杵港の諏訪地区で流木が入り込んだりと、県内全域で被害が出ています。

いずれにしても、全力を挙げて復旧復興に取り組んでいきます。

また、令和2年の豪雨災害からの復旧をあわせて進めているので、こちらも全力を挙げて取り組んでいきます。

さて、今回の一般質問で知事が答弁を申し上げたとおり、11月7日にいよいよ玉来ダムの

竣工式を行います。竹田市街地の浸水被害を最小限に食い止められることが期待されています。これもひとえに県議会議員の皆様のお陰です。本当にありがとうございました。

試験湛水を9月12日から行っており、こんな台風が来るとは思っていなかったんですけれど、実は昨日、最高水位に達しました。上を越流している状態で、早速、下流域の被害軽減に向けて大きな効果があったと考えています。

今後、徐々に水位を下げながら、堤体とか周辺の地下水への影響など観測をしていくこととしています。

さて今回、土木建築部からは、令和4年度一般会計補正予算（第2号）のほか、さきほどお話しした、玉来ダム本体建設工事の変更契約やホーバー旅客ターミナル等新築工事の契約締結など、6件の議案の審査をお願いしています。これに加え、大分県長期総合計画の実施状況など計7件報告しますが、公共施設の管理に係る不適切事案を2件説明します。一つは、昨年度公表済みの河川占用料未徴収の件です。

もう一つは、今年7月に公表しました所有者のいる船舶の廃棄処分に係る損害賠償の件です。この場をお借りし、改めてお詫び申し上げます。詳細は、後ほど担当課長から説明します。

それでは何とぞ、慎重御審議の上、御賛同いただくようお願い申し上げます。

**清田委員長** それでは審査に入ります。

本日審査いただく案件は、今回付託を受けた議案6件、総務企画委員会から合い議があった議案1件です。

この際、案件全部を一括議題とし、これより審査に入ります。

それでは、付託案件の審査を行います。

まず初めに、第81号議案工事請負契約の締結について、執行部の説明を求めます。

**小野港湾課長** 第81号議案工事請負契約の締結について御説明します。

資料の2ページを御覧ください。

本議案は、大分市駄原の大分港西大分地区で整備を進めている大分空港海上アクセス整備事業におけるホーバー旅客ターミナル等新築工事

に係る請負契約の締結についてです。

今回の工事では、ホーバー旅客ターミナル上屋とホーバーを格納する艇庫を新築します。

右下のイメージ図を御覧ください。ホーバー旅客ターミナル上屋は、チケット売り場や飲食、物販施設のほか屋上には展望所を設けるなど、ホーバー利用者だけでなく地域住民や観光客も楽しめる空間として整備する予定です。また、艇庫にはホーバー3台を格納できるスペースを確保し、メンテナンスを行うための機械設備を設ける予定です。入札の結果により、佐伯・柴田特定建設工事共同企業体と、契約金額2億1,520万円で、工期は令和5年11月30日限りとして工事請負契約を締結したく、議会の承認をお願いするものです。

**清田委員長** 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。委員の皆様から質疑、御意見等はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

**清田委員長** 委員外議員の方は、御質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

**清田委員長** 別に御質疑等もないので、これより採決いたします。

本案は、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

**清田委員長** 御異議がないので、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

第81号議案の審査が終了したので比護交通政策課長が退席いたします。

御苦勞様でした。

〔比護交通政策課長退室〕

**清田委員長** 次に、第70号議案令和4年度大分県一般会計補正予算（第2号）のうち、本委員会関係部分について、第71号議案令和4年度大分県港湾施設整備事業特別会計補正予算（第1号）について、執行部の説明を求めます。  
**石掛土木建築企画課長** 第70号議案令和4年度大分県一般会計補正予算（第2号）及び第7

1号議案令和4年度大分県港湾施設整備事業特別会計補正予算（第1号）について御説明します。

資料の3ページを御覧ください。

1補正予算額を御覧ください。今回の土木建築部に係る補正予算額は、表の右から2列目、今回補正予算額の赤枠内に記載のとおり、一般会計について土木費で5,655万6千円の増額をお願いするものです。これにより、補正後の土木建築部の一般会計、歳出予算総額は、補正後現計額の計欄の赤枠内にあるとおり966億1,029万8千円となります。

続いてその下、2補正事業の内容について御説明します。左から2列目、予算欄の3段書きの数字は、欄外に記載のとおり、上段括弧内が既決予算額、中段が今回の補正予算案、下段が累計となっています。

災害関係受託事業について、災害復旧工事を迅速かつ効率的に進めるため、令和3年8月の大雨等による市町災害復旧事業のうち、九重町所管の町道町田小園線に係る補強土壁工事を受託し、一体施工する経費として5,655万6千円の増額をお願いするものです。

資料の4ページを御覧ください。

続いて、3債務負担行為の補正（追加分）について御説明します。表に記載の大分県リバーパーク犬飼管理運営委託料と大洲総合運動公園及びフェンシング場管理運営委託料については、いずれもさきの第2回定例会の常任委員会にて御説明した、指定管理者の更新に係るものです。令和5年4月1日からの管理委託に向け、本年度中に基本協定を締結する必要があることから、令和9年度まで、それぞれ限度額5,056万5千円及び3億6,189万円の債務負担行為の追加をお願いするものです。

最後にその下の表、4繰越明許費（限度額）について御説明します。今回、限度額の設定をお願いするのは表に記載のとおり、一般会計が公共事業で24事業90億4,400万円、単独事業で19事業26億4,600万円、合計で43事業116億9千万円です。また、特別会計が1事業3億5千万円です。今回、繰越明

許費の限度額を設定することにより、年度をまたいだ適切な工期で発注し、施工時期の平準化を図るとともに、事業効果の早期発現に努めていきます。

**清田委員長** 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。委員の皆様から質疑、御意見等はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

**清田委員長** 委員外議員の方は、御質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

**清田委員長** 別に御質疑等もないので、これより採決いたします。

まず、第70号議案について採決いたします。

本案のうち本委員会関係部分については、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

**清田委員長** 御異議がないので、本案のうち本委員会関係部分については、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第71号議案について採決いたします。

本案は原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

**清田委員長** 御異議がないので、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第79号議案工事請負契約の締結について、執行部の説明を求めます。

**竹島道路建設課長** 第79号議案工事請負契約の締結について御説明します。

資料の5ページを御覧ください。

本議案は、日田市中津江村栃野で整備を進めている、県道栃野西大山線の仮称蕨野（わらびの）トンネルに係る工事請負契約の締結についてです。現道区間は線形不良や幅員狭小などの課題があるため、延長750メートルの区間で整備を進めています。本契約は、ページ下の地図に赤線で示した整備区間において蕨野トンネルの工事を行うものです。

続いて、右上の発注工事内容を御覧ください。今回の工事は、トンネル437メートルを含む、

延長445メートル、契約金額は15億3,664万5,088円で、工期は契約締結の日の翌日から起算して784日間として、入札の結果により株式会社菅組及び株式会社谷組の2者から構成される菅組・谷組特定建設工事共同企業体と工事請負契約を締結したく、議会の承認をお願いするものです。

**清田委員長** 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。委員の皆様から質疑、御意見等はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

**清田委員長** 委員外議員の方は、御質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

**清田委員長** 別に御質疑等もないので、これより採決いたします。

本案は原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

**清田委員長** 御異議がないので、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第80号議案工事請負契約の変更について、執行部の説明を求めます。

**成瀬河川課長** 第80号議案工事請負契約の変更について御説明します。

資料の6ページを御覧ください。

本議案は、左上の工事概要に記載のとおり玉来ダム本体建設工事の工事請負契約について変更するものです。

右上の概要図を御覧ください。現在、玉来ダムでは青色の閉塞工、緑色の表面遮水工、オレンジ色の止水対策工を行っています。今回の変更箇所はこの着色に関するものです。

主な変更理由ですが、左下の図に示すように、阿蘇火砕流地帯特有の非常に複雑な地質となっており、透水性の課題が発生しています。当ダムではこれまでも対応を行ってきましたが、改めて工事の進捗に伴い、閉塞工や表面遮水工において、追加の対応が必要になったことによるものです。

資料の7ページを御覧ください。

玉来ダムでは、上段左の図のように、ダム建

設に伴い川の流れをトンネルに切り替え、ダム形状ができた後、川の流れをトンネルから元に戻します。その際、漏水防止のためトンネルやその周辺地山の空隙をコンクリートで遮断する閉塞工を計画しています。上段右側の図面が閉塞工の計画平面図となっています。トンネルの空洞部分は灰色の着色のようにコンクリートを充填し、またトンネルの周辺をオレンジ色の着色のように放射状にボーリングし、セメントミルクの注入を行い、ダム周辺の空隙をなくします。

資料上段中央の写真が閉塞工周辺の対象岩盤の写真です。川の切替え後、トンネル周辺の岩盤を調査したところ、当初想定より亀裂が多いことが判明しました。この結果を踏まえ、国と協議を進めたところ、追加の対策が必要となりました。これにより、閉塞工に対して約6億円増額するものです。資料下段、表面遮水工を御覧ください。表面遮水工とは、漏水が懸念される地質を、貯水池の斜面をコンクリートで被覆し遮水性を確保するものです。こちらについては掘削を行い、弱層が広く確認され、鉄筋補強構造に変更することとなり約3億8千万円増額するものです。

次に、3番目のコロナウイルス対策ですが、こちらは常時300人を有する現場で感染拡大防止を図るため、抗原検査などの検査実施や遠隔臨場などを行ったものであり約5千万円増額するものです。

最後に、4番目の止水対策工ですが、貯水池内の止水対策は、地盤の亀裂にセメントミルクを注入するカーテングラウチングを行っていますが、完了に伴い数量が減ったため約1億9千万円減額するものです。これにより契約金額は、現契約150億6,884万9,221円に対し、変更契約後159億914万2,367円となり8億4,029万3,146円の増額を見込んでいます。なお、増額に伴う工期の変更はありません。

**清田委員長** 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。委員の皆様から質疑、御意見等はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

**清田委員長** 委員外議員の方は、御質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

**清田委員長** 別に御質疑等もないので、これより採決いたします。

本案は原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

**清田委員長** 御異議がないので、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第82号議案大分県建築基準法施行条例の一部改正について、執行部の説明を求めます。

**中園建築住宅課長** 第82号議案大分県建築基準法施行条例の一部改正について御説明します。

資料の8ページを御覧ください。

本条例は、1条例の概要に記載のとおり、建築基準法の規定に基づき、建築物の敷地又は構造に関する制限や災害危険区域内の建築制限等を定めたものです。また、矢印の右側ですが、県の許可を得て、一定期間のみ存続する仮設建築物等については、条例の一部の規定を適用除外としています。

次に、2法改正の概要についてですが、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律が、本年5月に改正され（1）に記載のとおり、災害時に建設される応急仮設建築物等の存続期間について、これまでの最長2年3か月から、2年3か月を超えて1年ごとに延長を可能とする制度が創設されました。また、今回の法改正に伴い（2）に記載のとおり、これまで仮設建築物の許可について規定していた法第85条及び法第87条の3について、第5項及び第6項が、同条第6項及び第7項にスライドする条項の一部変更がなされたため、3条例改正の概要のとおり、条例においても同様に改正するものです。

施行期日については、公布の日からです。

**清田委員長** 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。委員の皆様から質疑、御意見等はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

**清田委員長** 委員外議員の方は、御質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

**清田委員長** 別に御質疑等もないので、これより採決いたします。

本案は原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

**清田委員長** 御異議がないので、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で付託案件の審査を終わります。

次に、総務企画委員会から合い議がありました議案について審査を行います。

第77号議案大分県使用料及び手数料条例の一部改正についてのうち、本委員会関係部分について執行部の説明を求めます。

**中園建築住宅課長** 第77号議案大分県使用料及び手数料条例の一部改正についてのうち、長期優良住宅の普及の促進に関する法律関係事務の手数料の改正について御説明します。

資料の9ページを御覧ください。

まず、1法律の概要です。この法律は、長期にわたり良好な状態で使用するための措置が講じられた優良な住宅の普及を促進することを目的としたものです。

次に、2法改正の概要についてです。図に記載のとおり、現行では住宅の新築や増改築を行う際に、その建築計画及び維持保全計画が省エネや耐久性等の基準を満たしている場合に、長期優良住宅として認定を行っています。

今回の法改正により、増改築等を行わない既存住宅についても、維持保全計画のみで認定できるよう、制度の拡充が図られました。

これにより、長期優良住宅の更なる普及の促進が図られ、より多くの良質な既存住宅が世代間で引き継がれることになり、脱炭素社会の実現にも貢献するものとなっています。なお、認定を受けた既存住宅を購入する場合には住宅ローン減税等の優遇措置が適用されることとなっています。

その下の、3条例改正の概要ですが、認定手

数料は増改築を行う既存住宅の認定手数料と同額としています。

4 施行期日については、改正法の施行日である令和4年10月1日としています。

**清田委員長** 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。委員の皆様から質疑、御意見等はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

**清田委員長** 委員外議員の方は、御質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

**清田委員長** 別に御質疑等もないので、これより採決いたします。

本案のうち本委員会関係部分については原案のとおり可決すべきものと、総務企画委員会に回答することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

**清田委員長** 御異議がないので、本案のうち本委員会関係部分については原案のとおり可決すべきものと、総務企画委員会に回答することに決定しました。

以上で合い議案件の審査を終わります。

次に、執行部より報告をしたい旨の申出がありましたのでこれを許します。

まず、①と②の報告をお願いします。

**五ノ谷建設政策課長** お手元の資料、大分県長期総合計画の実施状況について別冊を御覧ください。

これは、大分県行政に係る基本的な計画の議決等に関する条例に基づき、安心・活力・発展プラン2015の実施状況について、毎年報告しているものです。なお、まち・ひと・しごと創生大分県総合戦略の達成状況は、この別冊から基本目標と施策KPIを抜き出したものです。Side Books（サイドブックス）の土木建築委員会のフォルダに格納しているので、後ほど御覧ください。

それでは、大分県長期総合計画の実施状況について内容を御説明します。タブレットの資料10ページを御覧ください。ポイントを絞って抜粋したものを、タブレット内に御用意しています。では、次の11ページをお開きください。

まず、安心・活力・発展プラン2015における総合評価です。指標による評価や指標以外の観点からの評価、施策に対する意見・提言により、59施策の総合評価の結果を記載しています。

施策の進捗状況は、AからDの4段階での評価としていますが、施策の進捗が順調に進んでいるA評価及び概ね順調に進んでいるB評価は、表の上から3行目にあるように49施策で全体の83.1%となっています。

また、やや遅れているC評価は10施策で16.9%となっています。

次に、12ページを御覧ください。目標指標の進捗状況についてですが、これはプラン2015の各施策に設定された99の目標指標の達成状況を記載したものです。表の1行目にあるように達成から著しく不十分までの4段階の区分としています。99指標のうち、3年度達成率が100%以上の達成及び90%以上の概ね達成であったものは、表の上から3行目にあるように、71指標で全体の71.7%となっています。一方、90%未満の達成不十分及び80%未満の著しく不十分であったものは28指標となっています。概ね達成以上についてみると、前年度に比べ1.3ポイントのプラスと若干改善していますが、令和元年度は85.5%で、2年連続して厳しい状況が続いています。これは、参加者数や利用者数を指標として設定しているものもあり、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、達成度が伸び悩んでいることによります。

13ページから15ページには、総合評価の施策別一覧表を、安心、活力、発展と分野別に掲載しています。この中で、土木建築部に関する施策は四つです。一つは、13ページの安心分野で政策欄の8強靱な県土づくりと危機管理体制の充実の中の（1）県民の命と暮らしを守る県土の強靱化の推進、残る三つは15ページにある発展分野で政策欄の4「まち・ひと・しごと」を支える交通ネットワークの充実の中の3施策となっています。

この四つの施策について、3施策は総合評価

でA評価、1施策がC評価となっています。各施策における指標の達成状況について抜粋して御説明します。

16ページを御覧ください。

まず、県民の命と暮らしを守る県土の強靱化の推進です。ページ中ほどⅡ目標指標の欄に四つの指標を設定しており、近年の豪雨実績を反映させた治水対策や緊急輸送道路上の橋梁耐震化などに取り組んだ結果、表の中ほどの令和3年度達成度は、いずれも100%以上で目標達成となっています。

17ページを御覧ください。

九州の東の玄関口としての拠点化です。目標指標を二つ設定しており、土木建築部の指標は県内港湾の公共埠頭取扱貨物量となります。新型コロナウイルス感染症の影響を受ける中、フェリーやRORO船による物流は回復基調にあり、令和3年度達成度は95.9%で概ね達成となりました。なお、もう一つの目標指標フェリー・航空輸送人員が、新型コロナウイルス感染症の影響を受けたことから、総合評価はC評価となっています。

18ページを御覧ください。

広域交通ネットワークの整備推進です。目標指標として大分市中心部まで概ね60分で到達できる地域の割合、九州の東の玄関口としての拠点化主要施設まで概ね30分で到達できる地域の割合を設定しており、中津高田線今津工区や都市計画道路富士見通南立石線南立石工区の開通等により、令和3年度達成度はいずれも100%となっています。

最後に、19ページを御覧ください。

まちの魅力を高める交通ネットワークの構築です。目標指標、対策を講じる主要渋滞箇所数についても令和3年度達成度は100%となっています。

今後も、県土の強靱化に向けた各種対策を推進するとともに、交通ネットワークの構築に向けた取組など、しっかりと進めていきます。

**清田委員長** 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。委員の皆様から質疑、御意見等はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

**清田委員長** 委員外議員の方は、御質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

**清田委員長** 別に御質疑等もないので、次に③の報告をお願いします。

**五ノ谷建設政策課長** おおいた土木未来（ときめき）プラン2015の取組状況について御報告します。

資料の20ページを御覧ください。

これは、大分県行政に係る基本的な計画の議決等に関する条例に基づき、毎年報告しているものです。

このプランは、さきほど説明した大分県長期総合計画安心・活力・発展プラン2015の実現に向け、平成28年4月からスタートした土木建築部の長期計画です。プランでは、着実に目標達成ができるよう、毎年度フォローアップを行うこととしており、この表は令和3年度末時点での目標指標に対する実績をまとめたものです。

22項目の目標指標について、令和3年度の目標値に対してどの程度達成したかを達成度として算定しています。

全項目が概ね達成以上となっているので、達成度が最も低かった項目1の①、目標達成し、完了した項目1の⑩、昨年度達成不十分であった項目3の⑳を抜粋して御説明します。

まずは項目1、安心な暮らしを守る強靱な県土づくりの①浸水対策が行われた地区数についてです。過去に浸水被害が発生した桂川などで対策を完了させ、実績71地区となりましたが、目標74地区に届きませんでした。これは、大肥川1地区、津久見川2地区で工事現場の粉塵対策など、地元調整により工事着手が遅れたためですが、本年8月には対策を完了させることができました。また、⑩平成25年度までの点検で確認された、早期対策が必要な橋梁の対策率については、中津高田線小松橋において、海苔の養殖と調整しながら進めていた工事が完了し、令和3年度に計画全ての対策を完了させることができました。引き続き、⑪平成30年度

までの点検で確認された、早期対策が必要な橋梁の対策率のさらなる向上に取り組みます。

続いて項目3、発展を支える交通ネットワークの充実の②小規模集落から幹線道路へのアクセスを改善した集落数についてです。これは、事業対象区間の延伸等による完成年度の延長により、令和2年度は達成不十分となっていました。遅れを取り戻し、県道成仏杵築線などの整備が完了し、令和3年度の目標91集落に対して目標を達成することができました。

全体としては、右下の全体総括表に記載の全22指標で、令和3年度の目標を達成あるいは概ね達成しており、本プランは計画どおり実施されていると考えています。なお、令和3年度を取組状況をまとめた、おおいた土木未来プラン2015令和3年度実施状況を、Side Booksの土木建築委員会のフォルダに格納しているので後ほど御覧ください。この冊子は今後ホームページでも公表する予定としています。

続いて、土木建築部が所管する県出資法人の経営状況を御説明します。土木建築部の所管する団体は4団体です。

資料21ページの左側を御覧ください。

まず、公益財団法人大分県建設技術センターについて御説明します。項目2の県出資金は2千万円で、県が66.7%出資しています。

次に、項目3の事業内容ですが、社会資本の整備及び県土づくりへ向け、県、市町村、民間を対象に、人材育成に向けた技術、技能の研修や技術相談、積算に係る支援などを行っています。

次に、項目4の3年度決算状況ですが、1年間の純利益を示す当期正味財産増減額は9,666万円の増で、経営状況は安定しています。

次に、項目5の問題点及び懸案事項、項目6の対策及び処理状況ですが、あわせて説明します。項目5の1ですが、建設産業従事者の担い手確保や人材育成、生産性の向上等に貢献するため、項目6の1のとおり、関係団体と連携した情報発信や民間事業者も含めた技術、技能向上のための研修の充実に取り組みます。

項目5の2ですが、県及び市町村の支援、補

完機関としての体制や連携の強化のため、項目6の2のとおり、技術相談、積算業務等の支援など、ニーズに合わせた事業を実施します。特に、令和2年4月から県、市町村が共同利用する大分県共同利用型積算システムの運用開始により、積算業務の効率化や災害発生時の応援体制の円滑化を図っています。

**釘宮用地対策課長** 次に、同じページの右側を御覧ください。大分県土地開発公社について御説明します。

まず、項目2の県出資金は3千万円で、県が100%出資しています。

次に、項目3の事業内容ですが、国、地方公共団体の委託等に基づく道路、公園、その他公共施設等に要する土地の取得、造成、管理及び売却などを行っています。

次に、項目4の3年度決算状況ですが、公有地取得事業の安定的受託の確保により、当期損益で3,882万2千円の黒字を計上しています。

次に、項目5の問題点及び懸案事項、項目6の対策及び処理状況です。項目5の1ですが、毎年度増減する国、県、市町村の用地取得事業等を安定的に受託するため、項目6の1のとおり、中期事業計画を毎年度更新し、計画的かつ効率的な業務執行体制を整備します。項目5の2ですが、大分北部中核工業団地及び玖珠工業団地の残区画の早期売却を図るため、項目6の2のとおり、引き続き商工観光労働部と連携して売却促進に努めます。

**小野港湾課長** 次に、資料22ページの左側を御覧ください。株式会社大分国際貿易センターについて御説明します。

まず、項目2の県出資金は1億8千万円で、県が27.3%出資しています。

次に、項目3の事業内容ですが、同社所有の大分国際貿易センタービル、冷凍冷蔵倉庫など不動産の賃貸業、大分港大在コンテナターミナルの指定管理による管理運營業務や、関係機関と連携したポートセールスを行っています。

次に、項目4の3年度決算状況ですが、当期純利益が1,964万8千円と平成13年度か

ら黒字決算を継続しています。

次に、項目5の問題点及び懸案事項、項目6の対策及び処理状況です。項目5の1ですが、冷凍冷蔵倉庫等の所有建物の老朽化が進んでおり、その対策が課題となっているため、項目6の1のとおり、維持管理計画による施設改修、更新を今後も継続していきます。項目5の2ですが、県有施設であるコンテナクレーンに関しても、老朽化が進んでいることから、令和3年度に更新に着手し、8年度の完了を予定しています。項目6の2のとおり、コンテナクレーンの機能停止は航路の休止、撤退につながるおそれがあるため、県としては大分国際貿易センターと連携し、工期中も既存設備に係る安全かつ定時サービスの提供と更新事業の着実な実施を図ります。項目5の3ですが、更なるコンテナターミナルの利用促進を図るため、項目6の3のとおり、コンテナクレーンなどの港湾施設使用料の減免や各種助成制度などを活用し、県や大分市、関係団体が共同して積極的なポートセールスに努めます。

**中園建築住宅課長** 次に、資料の右側を御覧ください。大分県住宅供給公社について御説明します。

まず、項目2の県出資金は1千万円で、県が100%出資しています。

次に、項目3の事業内容ですが、主に県及び大分市ほか10市からの公営住宅管理受託、公社所有賃貸住宅及び施設の管理、分譲宅地の販売を行っています。

次に、項目4の3年度決算状況ですが、当期純利益は7,023万4千円で経営状況は安定しています。

次に、項目5の問題点及び懸案事項、項目6の対策及び処理状況です。項目5の1ですが、入居者サービスの向上、家賃収納率の向上など適切な管理を行うとともに、県営・市営住宅の窓口一元化や経費の縮減等が必要です。そのため、項目6の1のとおり、今後も受託による公営住宅の管理代行を拡充するとともに、受託済みの市においても、窓口の一元化を進めます。なお、令和4年度から新たに津久見市営住宅の

管理代行を開始しました。項目5の2ですが、分譲用資産である国東市向陽台の未売分譲宅地の早期売却を図るため、項目6の2のとおり、戸建住宅用地の販売促進に取り組むとともに、商業用施設用地・集合住宅用地は、引き続き、有効活用策について検討を進めます。

**清田委員長** 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。委員の皆様から質疑、御意見等はありませんか。

**木付副委員長** 建設技術センターの決算ですけど、収益がちょっと多過ぎる気がします。これは今、土木系の学校とか、土木技術者の養成など人員不足が問題になってますよね。あと、女性の土木系職員の起用とか、問題点及び懸案事項でも指摘されているんですけど、そういうところにもう少し使ってもいいんじゃないかと思っています。ちょっと2割も残すのは——残すのはいいことだけど、余裕があるんだからどんどん使ってください。

**島津土木建築部長** ありがとうございます。今御指摘いただいたとおり、担い手の確保、育成が本当に大きな課題となっているので、この点については建設技術センターでも課題認識を持っており、従来から研修制度の充実に向けた取組をしていただいているので、この点についても引き続きしっかり活動するよう、議論を進めています。

収益がやや多いのではとの御指摘は、経営計画をどのように立てていくかです。センターは今、県の所有する施設を間借りする形で上屋を共用していますが、その上屋本体を今後どうするかという大きな課題もあり、それを例えば建て替えて別に求めるとなると、また大きな試算が必要で、そこもにらみながら経営を健全に保っていこうと考えていると聞き及んでいます。そこと、今おっしゃった健全な経営とあわせて充実した研修計画等の在り方について、今正に議論を進めています。またしっかりと取組を進めていきたいと思っています。

**清田委員長** ほかに御質疑等ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

**清田委員長** 委員外議員の方は、御質疑はあり

ませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

**清田委員長** ほかに御質疑等もないので、次に④の報告をお願いします。

**竹島道路建設課長** 令和3年9月に契約した国道387号の淮園ほたるトンネル工事の進捗状況について御説明します。

資料の23ページを御覧ください。

本契約は、玖珠郡九重町の国道387号で整備を進めている延長450メートルの道路改良事業において、131メートルのトンネルを含む延長146メートルの建設工事です。

資料左下の平面図のとおり、右側の熊本側から掘削しており、9月15日時点で坑口から39メートル進んでおり、現在も鋭意掘削しています。

次に、24ページを御覧ください。

本工事では、契約金額の増と工期の延伸が見込まれるので、その主な内容について御説明します。

まず、契約金額の増については、大きく二つの要因があります。1点目は、軟弱層への対応や転石除去工の追加に伴う増額です。トンネル坑口部を掘削したところ、地山が想定より脆弱であったため、早期に断面の閉合を行う必要が生じました。そこで、変形や沈下の抑制を図ることを目的に、資料右側の図①のように、下部にインバート支保工を追加しています。また、写真②に示すように、トンネル内に堅固な転石があり、通常の掘削工程に加え、部分発破等による転石の破砕を追加しています。2点目は、工期内の労務単価や資材費の変動に対処するため、公共工事請負契約約款に規定するインフレスライドの条項を適用し、実勢価格に応じた工事費に増額するものです。以上により、契約金額について約5千万円の増額を見込んでいます。

次に、工期についてですが、資料の左下に予定工程表を示しています。本工事に先立ち、坑口手前の掘削工と法面補強工を実施しています。掘削を行うにあたって、写真③と④に示すように、当初の想定以上に転石が多く、その転石を破砕し法面を整形する処理に時間を要したこと

により、トンネル掘削への着手が3か月遅延しました。また、さきほど増額理由の1点目で御説明した、インバート支保工と転石破砕工の追加により、機械掘削に要する期間が約2か月延長する見込みとなりました。以上の要因により、工事の完成までに当初より約5か月の延長が必要となりました。

これにより、工期は当初令和5年1月29日のところ、6月下旬まで、また契約金額は、当初6億9,963万4,936円に対し、約5千万円の増額を見込んでいます。なお、トンネル掘削途中なので、地山の状況によりさらなる変更も考えられます。これについては、次回の令和4年第4回定例県議会において金額変更及び工期の延伸に関する変更契約議案を上程したいと考えています。

**清田委員長** 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。委員の皆様から質疑、御意見等はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

**清田委員長** 委員外議員の方は、御質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

**清田委員長** 別に御質疑等もないので、次に⑤の報告をお願いします。

**成瀬河川課長** 大分県内部統制評価の報告について御説明します。

内部統制制度の実施状況については、地方自治法に基づき、毎年度その自己評価を行うとともに報告書を作成し、監査委員の審査意見書を付けて議会に提出することとなっています。全体概要は総務企画委員会にて御説明しますので、ここでは土木建築部での事案について御報告します。

資料の25ページを御覧ください。

本件は国が管理する河川において、平成29年度から令和3年度の5年間で205件、合計1,364万7,840円の未徴収金が発生しています。なお、本件は国が管理する河川の占用料徴収事務において、昨年度の8月から11月に未徴収の事実を確認し、1月21日に公表しました。

資料中ほどの、3原因ですが大分土木事務所の担当者が、国が管理する河川に係る河川の占用料の徴収事務を怠り放置していたこと。また、上司のチェックもできていなかったことによるものです。

4対応・徴収状況ですが、未徴収の対象となる法人及び個人121者に対しては、他の申請者との均衡や公平性等の観点から、本来徴収すべき占用料の納付をお願いしており、対象者全員から納付の同意をいただいています。また、5月末の時点で約86%の金額が既に納付済となっており、引き続き納付の手続を進めていきます。今回の事案を受け、5再発防止策として、今後の事務手続の遺漏を防ぐために、国が管理する河川占用料の徴収事務における留意事項を盛り込んだ統一的なマニュアルを作成しました。また、徴収事務全体の進捗状況を把握するためのデータベースを新たに作成してネットワーク上で共有し、河川課、土木事務所双方で進捗管理の徹底を図っています。

**清田委員長** 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。委員の皆様から質疑、御意見等はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

**清田委員長** 委員外議員の方は、御質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

**清田委員長** 別に御質疑等もないので、次に⑥の報告をお願いします。

**小野港湾課長** 報第7号損害賠償の額の決定について御説明いたします。

資料の26ページを御覧ください。

1の概要についてです。県では、公共用水域の適正利用、災害・安全対策等のため、令和4年度末までの放置艇ゼロを目指し、適正な係留を促す行政指導等を実施しています。その一環として、別府土木事務所が杵築市八坂川にある船舶放置が集中していた水域において所有者不明船の廃棄処分を行った際、所有者がいる船舶1隻を所有者不明船と誤認して廃棄しました。所有者に対して深くお詫びするとともに、損害賠償を行いました。

2の損害賠償の概要について、賠償額は中古の船舶及びエンジンの再調達費用など32万8,680円です。賠償の根拠法令は国家賠償法第1条で、過失割合は、本事案は正式の手続を踏んでいなかったため、100%県に過失があるものと判断しました。

3の位置図・写真及び4の経緯については記載のとおりですが、7月4日に地方自治法第180条第1項に基づき損賠賠償の額の決定について専決処分を行い、7月14日に損害賠償金の支払を行いました。

5の原因としては、同水域は係留禁止区域であり、1年以上にわたり掲示板に撤去命令の貼り紙を行ってきたことから、当該船舶については廃棄処分の際の陸揚作業をするために行った竹木伐採により長期間放置された所有者不明船が出現したものと誤認したことです。

最後に、6の再発防止の取組等についてです。まず、これまでに処分した船舶279隻を改めて確認したところ、適切に処理されていました。また、今回の事案の問題点等を洗い出した上で、新たに本庁担当課と土木事務所の双方が手続漏れ等を確認するためのチェックリストを共有することで、より確実な事務手続を徹底しました。今後とも再発防止に向け、一層厳正な事務処理を行い、信頼回復に努めます。

**清田委員長** 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。委員の皆様から質疑、御意見等はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

**清田委員長** 委員外議員の方は、御質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

**清田委員長** 別に御質疑等もないので、次に⑦の報告をお願いします。

**大谷公営住宅室長** 県営明野住宅建替事業について御説明します。

資料の27ページを御覧ください。

県営住宅の建替えをはじめとした整備については、令和2年に策定した、大分県公営住宅マスタープラン2020に基づき、集約建替や用途廃止等により、2040年度までに2万38

5戸を目指しています。今回、建替を予定している県営明野住宅については、昭和41年以降に整備され築50年以上が経過し、建物の老朽化が著しく、エレベーターも整備されていないなど設備水準も低いことから、大分県公営住宅等長寿命化計画により、優先的な建替を行う住宅として位置付けられています。

資料上段中央、2整備概要及び下段右側、整備後のイメージをあわせて御覧ください。本事業では、既存住宅16棟565戸を約5棟300戸に集約建替し、加えて住環境の向上はもとより、右下のイメージ図の黄色で示している集会所等の共同施設を計画することによりコミュニティの促進を図ることとしています。なお、C-2、3区画については既存住宅解体後、当面、県有地としての利活用を検討する予定で、本事業では建替え及び事業予定地の対象敷地に含めていません。

資料上段右側3事業スケジュール(案)を御覧ください。本事業については、事業手法にPFI方式を採用入れることを承認いただいているところで、民間の活力を導入するとともに、事業費の縮減を図ることとしています。現在、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律に基づき、事業の実施方針(案)を公表しており、事業候補者に対し意見を求めています。今後、実施方針(案)等に対して提出された意見を基に、事業内容及び事業費等を精査し、今年度の第4回定例会において債務負担行為に関する予算議案を上程する予定です。本議案に御承認いただければ、令和5年1月頃に事業者を公募し、その後、応募書類等の審査を経て事業者を決定し、令和5年度に契約議案を上程したいと考えています。

**清田委員長** 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。委員の皆様から質疑、御意見等はありませんか。

**小川委員** PFI方式ということですが、大体何年間ぐらいで、いわゆる事業者と言うか、出資者と言うか、そういう人に渡すようになるんですか。

**大谷公営住宅室長** 事業期間は、事業終了年度

を令和11年度としています。事業者に……

**小川委員** PFI方式は、結局、建てた後の間、家賃とかは県が受け取るじゃないですか。そして、10年とか20年後に建てた人と言うか、そういう人たちに譲渡する形になるんですよ。それとは違うんですか。

**大谷公営住宅室長** 令和11年度までの間で、7年間になるんですけれども、債務負担行為をして、できた都度と言いますか、完成の都度、例えば9階建ての建物を1棟建て上げると、その分を完成検査して引き取って、お支払する形で毎年度、毎年度していく形になります。

**小川委員** ちょっと私の認識違いかもしれませんが、私はPFI方式というのは、公共機関が発注をして、出資者をどなたか募るんですよね。そして、20年後ぐらいに出資者に全てを譲渡する感覚でおったんですが、それとは違うんです。だから、工事期間とかは余りちょっと。

**大谷公営住宅室長** 今回の事業については、設計、建設、それから今住んでおられる方の移転支援を含めて、皆さんが一つの事業者、特別の建設事業者と言うか、一つの会社をつくるようになるということがほとんどなんですけれども、その方々がまずは自分たちの資金でこういったことの事業の予算を用意します。設計から建設まで全て、解体も含めてなんですが、用意して、できた都度、通常であれば、10年間とかで全部自分たちで資金とか用意して、全て終了した後に引き取って、それでお金をお支払することが通常ですけど、今回の場合は、その都度、できた都度、こちらからもお支払をするイメージで考えています。

**島津土木建築部長** 補足をさせていただきます。

資料の右上に事業スケジュールがあり、その下3行ほどにBT方式と書いています。BTというのはビルドのB、ビルドは建設という意味です。Tはトランスファーで、移管するという意味で、建設して出来上がったからお渡しする方式です。今、委員がおっしゃったのは、BOTという方式で、ビルド、建設して、オペレーションして、オペレーションというのは管理をしてもらう。トランスファーは、例えば、20年

とか30年とか管理運営をしていただいて、それがある程度期間がたったら返却していただく、戻していただくのがBOT方式です。

PFIにはいくつかのそういった方式があり、こちらの県営住宅では管理を今、公社で試験的にやっているの、その管理は、そちらにある企業にやってもらうよりは、一括的にやった方が効率的だろうということで、建設までをPFI方式でやっていただこうと。ただ、活用予定地と書いてある緑色の部分、ここについては民間のいろいろなお知恵があるかと思うので、様々な御意見をいただいて、そこを活用していただくことを御提案いただく流れになっています。

**小川委員** さすが部長、分かりやすく説明していただいてありがとうございました。

**清田委員長** ほかに御質疑等はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

**清田委員長** 委員外議員の方は、御質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

**清田委員長** ほかに御質疑等もないので、以上で諸般の報告を終わります。

そのほか、執行部より何かありませんか。

**五ノ谷建設政策課長** 市町村からの要望事項に対する取組状況についてです。本年5月10日から6月3日にかけて実施した県内所管事務調査において、各土木事務所などを調査いただいた際に、各市町村から提出された要望事項について、本年度の取組状況を取りまとめました。

Side Booksの土木建築委員会のフォルダに格納しているので、後ほど御覧ください。

**清田委員長** ありがとうございました。各市町村、委員の皆様参考にしてもらえればと思います。委員の皆様は、この際ほかに何かありませんか。

**小川委員** ちょっと玉来ダムの件でお伺いしたいんですけど、今月18、19日の2日間で雨水が満杯になったとお聞きしました。11月7日に竣工式をしますね。それまでためたまの状態でしておくのか、それとも今後台風とかに備えて流水をある程度して半分ぐらいに減らし

て11月7日に満水になる状況に持っていこうとしているのかと、この玉来ダムが機能したことで、竹田市の玉来川ですね。この災害が、最大限機能したと、私たちはこれが効いたんじゃないかなという思いをしようんですけど、ちょっとそこら辺の状況を教えていただきたいと思えます。

**成瀬河川課長** まず1点目の、11月7日竣工式のときにどうなっているのかですが、ダム事業は、まず堤体工事がおおむね完了して、それから、もともと洪水のとき、出水のときに、水をためるために造っているので、まず、しっかりと水をためることができるのか、それとあわせて、ためたときに水圧がかかりますから、それで下流域に影響を及ぼさないか点検のために、今試験湛水をやっています。

昨日、満水になりました。今度、満水になってから、まず、1日に1メートルずつ水位を下げていきます。徐々に下げていくことによって、また下流域等に影響がないかのチェックをします。この玉来ダムの高さからいくと、予定では約40日間かけて水を全部抜き終わります。本日の18時から水を徐々に出し始め、10月末ぐらいには全く水がないと言うか、玉来川の現状に戻るのかと。

本来、玉来ダムは、常時水をためる形じゃなくて、下に穴が開いている流水型ダムなので、10月末には水は本来の川の流れが下に見える状態になることで、これから下げていく段階でも、毎日、地下水等の観測や周辺のパトロールとかを十分に行ってチェックをしていきたいと考えています。

次に、2点目、台風における玉来ダムの効果ですが、本来、玉来ダムは穴が下に開いているので、上流から水が流れ込んで、出口が決まっているので、出口以上に水が出ないことで下流の被害を軽減する形なんですけど、今回、試験湛水なので、その穴も塞いでいたため、通常の玉来ダムの効果以上に、下流には水が行っていません。

ですから、今回については通常、想定以上の災害の軽減につながったのではないかなと思っていますし、実際、我々は水位観測とか水の越

水とかの状況をチェックしていましたが、そう  
いったことも玉来川筋、そして、竹田市内も起  
きていませんので、効果は十分発揮されたので  
はなかろうかと考えています。

**小川委員** ありがとうございます。これが機  
能することは分かったので、私たちも将来的に  
ぜひダム建設をやってもらいたいという思いが  
あるので、大変参考になりました。ありがとう  
ございました。

**木付副委員長** 今回の台風による海岸漂着物の  
処理です。所管の土木事務所も多分パトロール  
して、大体実情は把握していると思うんですが、  
今回、東の風が強いもので、多分ごみがいろい  
ろ上がっていると思います。木とかね、漂着物  
もあるかもしれんけど、その辺の早めの対処を  
していただきたいと思っています。特に安岐海  
岸ですね、30年ぶりにウミガメが上がって産  
卵しました。今、孵化しているんですが、そろ  
そろ子亀が海に帰る時期になると思います。私  
ももちろん国東土木事務所には話をしますが、  
大分県全体で東の風が強かったので、美観の問  
題もあるし、におい等いろいろ出てくるので、  
早めの処理をよろしくお願いします。これはお  
願いです。

**島津土木建築部長** 今朝ほど臼杵港の諏訪地区  
で、早速、かなりごみが寄せているという情報  
が入りまして、漁船が出にくい状況があると情  
報をいただいています。

まず、土木事務所が道路を開けようと、全力  
を挙げており、情報が少し遅れているところも  
あるので、今また貴重なお話もいただきました  
から、ぜひまた委員の方々にそういった情報が  
ありましたら御遠慮なくお伝えいただければと  
思いますし、土木事務所でも全力を挙げて対応  
していきたいと思っています。

**清田委員長** ほかにありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

**清田委員長** ほかにないので、これをもって土  
木建築部関係を終わります。

執行部は御苦労様でした。

〔土木建築部、委員外議員退室〕

**清田委員長** これより、内部協議を行います。

まず、閉会中の所管事務調査について、お諮  
りします。内部協議資料1ページの継続調査申  
出書を御覧ください。各事項について閉会中、  
継続調査をしたいと思いますが、これに御異議  
ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

**清田委員長** 御異議がないので、所定の手続を  
取ることにします。

次に、県外所管事務調査についてです。

行程については、資料2ページを御覧ください。  
行程内容について、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

**清田委員長** それではこの案で決定します。

欠席や別行動となる場合は、その都度、早め  
に事務局に連絡してください。

今後、細部について変更があった場合は、委  
員長に御一任願います。

この際、ほかに何かありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

**清田委員長** 別にないので、これをもって委員  
会を終わります。

お疲れ様でした。